販売禁止農薬・使用禁止農薬とは

販売禁止農薬とは、安全性の問題から農薬取締法第9条第2項で販売が禁止されている 農薬のことで、現在、27種類が省令で指定されています。

使用禁止農薬とは、販売禁止農薬のほかに、容器や包装に登録番号などの法第 1 6 条に 定められた事項が表示されていない無登録農薬のことです。

なお、無登録農薬については、法第18条第2項で販売の禁止、法第24条で使用が禁止されており、違反した場合は、法律により罰せられます。

販売禁止農薬・使用禁止農薬一覧

- 1 リンデン(ガンマBHC)
- 2 DDT
- 3 エンドリン
- 4 ディルドリン
- 5 アルドリン
- 6 クロルデン
- 7 ヘプタクロル
- 8 ヘキサクロロベンゼン
- 9 マイレックス
- 10 トキサフェン
- 11 TEPP
- 12 メチルパラチオン
- 13 パラチオン
- 14 水銀剤
- 15 2, 4, 5-T
- 16 砒酸鉛
- 17 シヘキサチン(水酸化トリシクロヘキシルスズ)
- 18 ダイホルタン (カプタホール)
- 19 PCP
- 20 CNP
- 21 PCNB
- 22 ケルセン(ジコホール)
- 23 ペンタクロロベンゼン

- 26 クロルデコン
- 27 ベンゾエピン (又はエンドスルファン)